

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和六年十月二十五日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年八月六日奈良県指令建第一一四―三〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年十月十六日建第一〇三九七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市葛木二二六番一、二八一番及び二八二番並びに南藤井九〇番一、九〇番三、九一番一、九一番二、九二番一、九三番一、九三番三及び九五番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市南藤井九二番地一
社会福祉法人藤華会 理事長 布施尚子

一 許可番号

令和六年三月六日奈良県指令建第一一二―一六二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年十月十八日建第一〇三九八号
公共施設に関する工事の検査済証 令和六年十月十八日建第五九九五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方四三番三、四三番三八、四三番三九、四三番四〇、四三番四一、四三番四二、四三番四三、四三番四四、四三番四五、四三番四六、四三番四七、四三番四八、四三番四九、四三番五〇、四三番五一、四三番五二、四三番五三、四三番五四、四三番五五、四三番五六、四三番五七、四三番五八、四三番五九、四三番六〇、四三番六一、四三番六二、四三番六三、四三番六四、四三番六五、四三番六六、四三番六七、四三番六八、四三番六九、四三番七〇、四三番七一、四三番七

二、四三番七三、四三番七四及び四三番七五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字笠四一二番地二六

株式会社エステート藤井 代表取締役 藤井孝章

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方四三番三

下水道 北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方四三番三の一部

水路 北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方四三番七五

公園 北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方四三番七四